

## 令和3年度

### 公共工事における「環境物品等調達実績の特定調達物品目と類似品目等の考え方」

#### 1 類似品目について

○類似品目とは、特定調達品目と同様の使用目的を持つ品目のことをいう。

○特定調達品目が使用可能な工事のうち、次のものを類似品目とする。

- ・ 特定調達品目の判断基準を満足しない資機材
- ・ 使用目的において特定調達品目の代替品となり得る資機材

○次の場合は類似品目と判断せず、数量を計上しない（この度の調査の対象外）。

- ・ 使用目的や使用条件が異なり、単純に特定調達品目の代替品となり得ない場合
- ・ 当該地域で特定調達品目が供給されていない場合

(参 考)

使用目的や使用条件が異なり、単純に特定調達品目の代替品となり得ない場合の例

- その1  
道路の緊急補修工事など早期強度が要求される工事において「超速硬セメント」を使用しなければならないため特定調達品目「高炉セメント」が使用できない。
- その2  
飲用井戸・養殖池等の水質が重視される施設があり、透過水が流入するおそれがあるため、特定調達品目「鉄鋼スラグ混入路盤材」の使用が困難で、「天然碎石」を使用。
- その3  
冬季施工などの施工条件のため、特定調達品目「フライアッシュを用いた吹き付けコンクリート」の使用が困難で、「通常の吹き付けコンクリート」を使用。

◎いずれも必要とされる強度や耐久性、機能面から特定調達品目が使用できない。

当該地域で特定調達品目が供給されていない場合の例

- 特定調達品目「フェロニッケルスラグ骨材」の供給が困難な地域において「天然砂等」を使用。

## 2 特定調達品目と類似品目等の考え方

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考
資材	盛土材等	1	建設汚泥から再生した処理土	①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法及び土壤の汚染に関する環境基準を満たすこと。 ③グリーン購入法品目に該当する(エコマーク)商品であること。	①建設汚泥から再生された処理土であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法及び土壤の汚染に関する環境基準を満たすこと。	m3	・建設発生土(他工事流用も含む)を利用した場合は、類似品目にはカウントしない
		2	土工用水砕スラグ	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉水砕スラグが使用された土工用材料であること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得る盛土材等 ※例 購入土、天然砂(購入) 天然砂利・砕石(購入)	m3	
		3	銅スラグを用いたケーソン中詰め材	ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができる銅スラグであること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得る盛土材等 ※例 購入土、天然砂(購入) 天然砂利・砕石(購入)	m3	・建設発生土(他工事流用も含む)を利用した場合は、類似品目にはカウントしない
		4	フェロニッケルスラグを用いたケーソン中詰め材	ケーソン中詰め材として、天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用することができるフェロニッケルスラグであること。		m3	
	地盤改良材	5	地盤改良用製鋼スラグ	サンドコンパクションパイル工法において、天然砂(海砂、山砂)の全部を代替して使用することができる製鋼スラグであること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得る地盤改良材 ※例 天然砂	m3	
	コンクリート用スラグ骨材	6	高炉スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる高炉スラグが使用された骨材であること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得るコンクリート用骨材	m3	・コンクリート2次製品(縁石・側溝等)は、用いられている骨材の種類や量を把握することが困難であるため、集計の対象外とする。 ・高炉スラグを「生コン」以外の「セメント」として使用する場合は項目「16」、「生コン」として使用する場合は項目「17」に記入すること。
		7	フェロニッケルスラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できるフェロニッケルスラグが使用された骨材であること。	※例 天然砂、天然砂利・砕石	m3	
		8	銅スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる銅スラグ骨材が使用された骨材であること。		m3	
		9	電気炉酸化スラグ骨材	天然砂(海砂、山砂)、天然砂利、砂利若しくは砕石の一部又は全部を代替して使用できる電気炉酸化スラグ骨材が使用された骨材であること。		m3	
	アスファルト混合物	10	再生加熱アスファルト混合物	アスファルト・コンクリート魂から製造した骨材が含まれること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得るアスファルト混合物	m3	・面積(m2)×厚さ(m)により入力。 ※「中温化アスファルト混合物」については、アスファルト舗装の表層・基礎材料として、その使用を推進する。ただし、当面の間、新規骨材を用いることとする。また、ポーラスアスファルトには使用しない。
		11	鉄鋼スラグ混入アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物の骨材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	※例 新材アスファルト	m3	
		12	中温化アスファルト混合物	加熱アスファルト混合物において、調整剤を添加することにより必要な品質を確保しつつ製造時の加熱温度を30℃程度低減させて製造されるアスファルト混合物であること。		m3	
	路盤材	13	鉄鋼スラグ混入路盤材	路盤材として、道路用鉄鋼スラグが使用されていること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得る路盤材 ※例 天然砂(購入) 天然砂利・砕石(購入)	m3	・既設路盤材(他工事流用も含む)を利用した場合は、類似品目にはカウントしない。
		14	再生骨材等	コンクリート魂又はアスファルト・コンクリート魂から製造した骨材が含まれること。		m3	
	小径丸太材	15	間伐材	①間伐材(林地残材・小径木等の再生資源を含む。)であって、有害な腐れ又は割れ等の欠陥がないこと。 ②林地残材・小径木等の再生資源以外の場合にあつては、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	類似品等の特定は困難	m3	・小径丸太材は、代替品の考え方が困難であることから、小径丸太材の使用量のみをカウントする。(代替品についてはカウントしない。)
	混合セメント	16	高炉セメント	高炉セメントであつて、原料に30%を超える分量の高炉スラグが使用されていること。	当該特定調達品目のうち判断の基準を満たさない資材、及び使用目的において当該特定調達品目の代替品となり得るセメント ※例 ポルトランドセメント(冬期間等、品質確保のため必要な場合は調査対象外)	t(セメント) m3(生コンクリート)	・生コンクリートも集計を行う。 ・コンクリート2次製品(縁石・側溝等)は、用いられているセメントの種類や量を把握することが困難であるため、集計の対象外とする。 ・「高炉セメント」については、JIS R 5211 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。 ・「フライアッシュセメント」については、JIS R 5213 で規定されるB種及びC種に適合する資材は、本基準を満たす。
		17	フライアッシュセメント	フライアッシュセメントであつて、原料に10%を超える分量のフライアッシュが使用されていること。		t(セメント) m3(生コンクリート)	

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考																																			
資材	セメント	18	エコセメント	都市ごみ焼却灰等を主原料とするセメントであって、製品1トンにつきこれらの廃棄物が乾燥ベースで500kg以上使用されていること。	類似品等の特定は困難	m3	・現時点では、主にコンクリート二次製品(緑石・側溝等)への使用を想定しているためコンクリート製品のみカウントする。 ・「エコセメント」については、JIS R 5214 に適合する資材は、本基準を満たす。																																			
	コンクリート及びコンクリート製品	19	透水性コンクリート	透水係数 $1 \times 10^{-2}$ cm/sec以上であること。	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品等の設定は困難	m3	・コンクリートとコンクリート製品を分けて実績を把握。 ※雨水を浸透される必要がある場合に高強度を必要としない部分において使用するもの。																																			
	鉄鋼スラグ水和固化体	20	鉄鋼スラグブロック	骨材のうち次に示された製鋼スラグを重量比で50%以上使用していること。 ※種類 ・転炉スラグ(銑鉄予備処理スラグを含む) ・電気炉酸化スラグ	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得るコンクリートブロック、コンクリート二次製品、コンクリート舗装、その他コンクリート構造物、及び捨石等の石材	kg	・鉄鋼スラグが供給不可能な地域や、現場条件により鉄鋼スラグブロックの使用が出来ない場合は、類似品目にはカウントしない。 ・鉄鋼スラグブロックの機能が不要でない現場は、類似品目にカウントしない。																																			
	吹付けコンクリート	21	フライアッシュを用いた吹付けコンクリート	吹付けコンクリートであって、1m3当たり100kg以上のフライアッシュが混合剤として使用されていること。	当該特定調達品目のうち判断の基準を満たさない資材、及び使用目的において当該特定調達品目の代替品となり得る吹き付けコンクリート	m3																																				
	塗料	下塗用塗料(重防食)	22	鉛又はクロムを含む顔料が配合されていないこと。	判断の基準を満たさない下塗用塗料(重防食)	kg																																				
			23	水性型の路面標示用塗料であって、揮発性有機溶剤(VOC)の含有率(とろろ総質量に対する揮発性溶剤の質量の割合)が5%以下であること。	判断の基準を満たさない路面標示用塗料 ※例 溶剤型塗料(従来型)	kg																																				
		24	高日射反射率塗料	①近赤外波長域日射反射率が表に示す数値以上であること。 ②近赤外波長域の日射反射率保持率の平均が80%以上であること。  表 近赤外波長域日射反射率 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>明度L*値</th> <th>近赤外波長域日射反射率(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40.0以下</td> <td>40.0</td> </tr> <tr> <td>40.0を越え80.0未満</td> <td>明度L*値の値</td> </tr> <tr> <td>80.0以上</td> <td>80.0</td> </tr> </tbody> </table>	明度L*値	近赤外波長域日射反射率(%)	40.0以下	40.0	40.0を越え80.0未満	明度L*値の値	80.0以上	80.0	対象箇所となる建物の屋上・屋根等において使用される際に判断の基準を満たさない塗料	kg	※本項の判断の基準の対象とする高日射反射率塗料は、日射反射率の高い顔料を含有する塗料であり、建物の屋上・屋根等において、金属面等に塗装を施す工事に使用されるものとする。 ※近赤外波長域日射反射率、明度L*値、日射反射率保持率の測定及び算出方法は、JIS K 5675による。 ※「高日射反射率塗料」については、JIS K 5675に適合する資材は、本基準を満たす。																											
	明度L*値	近赤外波長域日射反射率(%)																																								
40.0以下	40.0																																									
40.0を越え80.0未満	明度L*値の値																																									
80.0以上	80.0																																									
防水	25	高日射反射率防水	近赤外域における日射反射率が50.0%以上であること。	対象箇所となる建物の屋上・屋根等において使用される際に判断の基準を満たさない防水	kg	※日射反射率の高い顔料が防水層の素材に含有されているもの又は日射反射率の高い顔料を有した塗料を防水層の仕上げとして施すものであり、建築の屋上・屋根等において使用されるものとする。 ※日射反射率の求め方は、JIS K 5602に準じる。																																				
舗装材	26	再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)	①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。 ②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。ただし、再生材料の重量の算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。 ③土壌汚染に係る環境基準の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉碎したものであること。 別表 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>再生材料の原料となるものの分類区分</th> <th>前処理方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>砕石及び産業廃棄土</td><td></td></tr> <tr><td>黒鉄渣砂(生ラ)</td><td></td></tr> <tr><td>鉄鋼スラグ</td><td></td></tr> <tr><td>非鉄スラグ</td><td></td></tr> <tr><td>磚物砂</td><td></td></tr> <tr><td>陶磁器屑</td><td></td></tr> <tr><td>石灰灰</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>建築廃材</td><td></td></tr> <tr><td>廃ガラス(黒色及び茶色の廃ガラスびんを除く)</td><td></td></tr> <tr><td>製紙スラッグ</td><td></td></tr> <tr><td>アルミスラッグ</td><td></td></tr> <tr><td>製糖砂汚泥</td><td></td></tr> <tr><td>石材屑</td><td></td></tr> <tr><td>都市ごみ焼却灰</td><td>溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>下水道汚泥</td><td>焼却灰化又は溶融スラグ化</td></tr> <tr><td>上水道汚泥</td><td>前処理方法によらず対象</td></tr> <tr><td>湖沼等の汚泥</td><td></td></tr> </tbody> </table>	再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法	砕石及び産業廃棄土		黒鉄渣砂(生ラ)		鉄鋼スラグ		非鉄スラグ		磚物砂		陶磁器屑		石灰灰	前処理方法によらず対象	建築廃材		廃ガラス(黒色及び茶色の廃ガラスびんを除く)		製紙スラッグ		アルミスラッグ		製糖砂汚泥		石材屑		都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化	下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化	上水道汚泥	前処理方法によらず対象	湖沼等の汚泥		判断の基準を満たさない舗装用ブロック(焼成) ※例 再生材料を用いているが原材料の重量比で10%しか使用していない	kg	・新材を利用する場合は、類似品目にはカウントしない。
再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法																																									
砕石及び産業廃棄土																																										
黒鉄渣砂(生ラ)																																										
鉄鋼スラグ																																										
非鉄スラグ																																										
磚物砂																																										
陶磁器屑																																										
石灰灰	前処理方法によらず対象																																									
建築廃材																																										
廃ガラス(黒色及び茶色の廃ガラスびんを除く)																																										
製紙スラッグ																																										
アルミスラッグ																																										
製糖砂汚泥																																										
石材屑																																										
都市ごみ焼却灰	溶融スラグ化																																									
下水道汚泥	焼却灰化又は溶融スラグ化																																									
上水道汚泥	前処理方法によらず対象																																									
湖沼等の汚泥																																										

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考																		
資材	舗装材	27	再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)	<p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)を用い、焼成されたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。</p> <p>なお、透水性確保のために、粗骨材の混入率を上げる必要がある場合は、再生材料が原材料の重量比15%以上使用されていること。ただし、再生材料の重量算定において、通常利用している同一工場からの廃材の重量は除かれるものとする。</p> <p>③再生材料における重金属等有害物質の溶出について問題がないこと。</p>	<p>判断の基準を満たさない舗装用ブロック(プレキャスト無筋コンクリート製品)</p> <p>※例 再生材料を用いているが原材料の重量比で10%しか使用していない</p>	kg	<p>・新材を利用する場合は、類似品目にはカウントしない。</p> <p>※判断の基準③については、JIS A 5031(一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化したコンクリート用溶融スラグ骨材)に定める基準による。</p>																		
		園芸資材	28	パークたい肥	<p>以下の基準を満たし、木質部より乖離された樹皮を原材料として乾燥重量比50%以上を使用し、かつ、発酵補助剤を除くその他の原料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機資源を使用していること。</p> <table border="1"> <tr> <td>・有機物等の含有率(乾物)</td> <td>70%以上</td> </tr> <tr> <td>・炭素窒素比(C/N比)</td> <td>35以下</td> </tr> <tr> <td>・陽イオン交換容量(CEC)(乾物)</td> <td>70meq/100g以上</td> </tr> <tr> <td>・pH</td> <td>5.5~7.5</td> </tr> <tr> <td>・水分</td> <td>55~65%</td> </tr> <tr> <td>・幼植物試験の結果</td> <td>生育阻害その他異常が認められない</td> </tr> <tr> <td>・窒素全量(N)(現物)</td> <td>0.5%以上</td> </tr> <tr> <td>・りん酸全量(P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>)(現物)</td> <td>0.2%以上</td> </tr> <tr> <td>・加里全量(K<sub>2</sub>O)(現物)</td> <td>0.1%以上</td> </tr> </table>	・有機物等の含有率(乾物)	70%以上	・炭素窒素比(C/N比)	35以下	・陽イオン交換容量(CEC)(乾物)	70meq/100g以上	・pH	5.5~7.5	・水分	55~65%	・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない	・窒素全量(N)(現物)	0.5%以上	・りん酸全量(P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )(現物)	0.2%以上	・加里全量(K <sub>2</sub> O)(現物)	0.1%以上	判断の基準を満たさない肥料(土壌改良資材も含む)	m <sup>3</sup>
	・有機物等の含有率(乾物)	70%以上																							
・炭素窒素比(C/N比)	35以下																								
・陽イオン交換容量(CEC)(乾物)	70meq/100g以上																								
・pH	5.5~7.5																								
・水分	55~65%																								
・幼植物試験の結果	生育阻害その他異常が認められない																								
・窒素全量(N)(現物)	0.5%以上																								
・りん酸全量(P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )(現物)	0.2%以上																								
・加里全量(K <sub>2</sub> O)(現物)	0.1%以上																								
		29	下水汚泥を使用した汚泥発酵肥料(下水汚泥コンポスト)	<p>以下の基準を満たし、下水汚泥を主原料として重量比(脱水汚泥ベース)25%以上使用し、かつ、無機質の土壌改良材を除くその他の原材料には畜ふん、動植物性残さ又は木質系廃棄物等の有機性資源を使用していること。</p> <table border="1"> <tr> <td>・有機物等の含有率(乾物)</td> <td>35%以上</td> </tr> <tr> <td>・炭素窒素比(C/N比)</td> <td>20以下</td> </tr> <tr> <td>・pH</td> <td>8.5以下</td> </tr> <tr> <td>・水分</td> <td>50%以下</td> </tr> <tr> <td>・窒素全量(N)(現物)</td> <td>0.8%以上</td> </tr> <tr> <td>・りん酸全量(P<sub>2</sub>O<sub>5</sub>)(現物)</td> <td>1.0%以上</td> </tr> <tr> <td>・アルカリ分(現物)</td> <td>15%以下(ただし、土壌の酸度を強制する目的で使用する場合はこの限りではない)</td> </tr> </table>	・有機物等の含有率(乾物)	35%以上	・炭素窒素比(C/N比)	20以下	・pH	8.5以下	・水分	50%以下	・窒素全量(N)(現物)	0.8%以上	・りん酸全量(P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )(現物)	1.0%以上	・アルカリ分(現物)	15%以下(ただし、土壌の酸度を強制する目的で使用する場合はこの限りではない)		m <sup>3</sup>	<p>※土壌改良資材として使用される場合も含む。</p> <p>※肥料取締法第3条及び第25条ただし書の規定に基づく普通肥料の公定規格(昭和61年2月22日農林水産省告示第284号)に適合するもの。</p>				
・有機物等の含有率(乾物)	35%以上																								
・炭素窒素比(C/N比)	20以下																								
・pH	8.5以下																								
・水分	50%以下																								
・窒素全量(N)(現物)	0.8%以上																								
・りん酸全量(P <sub>2</sub> O <sub>5</sub> )(現物)	1.0%以上																								
・アルカリ分(現物)	15%以下(ただし、土壌の酸度を強制する目的で使用する場合はこの限りではない)																								

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考
資材	道路照明	30	LED道路照明	<p>○LEDを用いた道路照明施設であって、次のいずれかの要件を満たすこと。</p> <p>①道路照明器具(連続照明、歩道照明、局部照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表1に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ60,000時間以上であること。</p> <p>②トンネル照明器具(基本照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表2に示された設計条件タイプごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ90,000時間以上であること。</p> <p>③トンネル照明器具(入口照明)である場合は、次の基準を満たすこと。</p> <p>ア. 標準皮相電力が表3に示された種別ごとの値以下であること。</p> <p>イ. 演色性は平均演色評価数Raが60以上であること。</p> <p>ウ. LEDモジュール及びLEDモジュール用制御装置の定格寿命はそれぞれ75,000時間以上であること。</p> <p>※表については、令和3年度環境物品等調達方針</p>	判断の基準を満たさない道路照明	基	<p>1 「平均演色評価数Ra」の測定方法は、JIS C 7801(一般照明用光源の測定方法)及びJIS C 8152-2(照明用白色発光ダイオード(LED)の測定方法-第2部:LEDモジュール及びLEDライトエンジン)に規定する光源色及び演色評価数測定に準ずるものとする。</p> <p>2 「定格寿命」とは、一定の期間に製造された、同一形式のLEDモジュールの寿命及び同一形式のLEDモジュール用制御装置の寿命の残存率が50%となる時間の平均値をいう。</p> <p>なお、「LEDモジュールの寿命」は、規定する条件で点灯させたLEDモジュールが点灯しなくなるまでの時間又は、光束が点灯初期に測定した値(LEDモジュールの規定光束)の80%未満になった時点(不点灯とみなす)までの総点灯時間のいずれか短い時間とし、「LEDモジュール用制御装置の寿命」は、規定する条件で使用したとき、LEDモジュール用制御装置が故障するか、出力が定格出力未満となり、使用不能となるまでの総点灯時間とする。</p>
	中央分離帯ブロック	31	再生プラスチック製中央分離帯ブロック	再生プラスチックが原材料の重量比で70%以上使用されていること。	使用目的において当該特定調達品目が代替品となり得るバージン樹脂製中央分離帯ブロック	個数	※「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)
	タイル	32	セラミックタイル	<p>①原料に再生材料(別表の左欄に掲げるものを原料として、同表の右欄に掲げる前処理方法に従って処理されたもの等)が用いられたものであること。</p> <p>②再生材料が原材料の重量比で20%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。</p> <p>③土壌の汚染に係る環境基準の規定に従い、製品又は使用している再生材料の焼成品を2mm以下に粉砕したものにおいて、重金属等有害物質の溶出について問題のないこと。</p>	判断の基準を満たさない陶磁器質タイル(特別注文品を除く)	m2	
	建具	33	断熱サッシ・ドア	<p>建築物の窓等を通しての熱の損失を防止する建具であって、次のいずれかに該当すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・複層ガラスを用いたサッシであること。</li> <li>・二重サッシであること。</li> <li>・断熱材の使用その他これに類する有効な断熱の措置が講じられたドアであること。</li> </ul>	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品目の設定は困難	個数	

再生材料の原料となるものの分類区分	前処理方法
砕石及び瀝青塵土	
黒炭灰砂(キラ)	
鉄鋼スラグ	
非鉄スラグ	
廃物砂	
陶磁器質	
石灰灰	
廃プラスチック	前処理方法によらず対象
建築廃材	
廃ゴム	
廃ガラス(無色及び茶色の廃ガラスびんを除く)	
製紙スラッジ	
アルミスラッジ	
磨き砂汚泥	
石材屑	
都市ごみ焼却灰	熔融スラグ化
下水道汚泥	焼却灰化又は熔融スラグ化
上水道汚泥	前処理方法によらず対象
湖沼等の汚泥	

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考
資材	製材等	34	製材	①間伐材、林地残材又は小径木であること、かつ、間伐材は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。	類似品等の特定は困難	m3	1 本項の判断の基準の対象とする「製材」「集成材」「合板」「単板積層材」及び「直交集成板」(以下「製材等」という。)は、建築の木工事において使用されるものとする。 2 「製材等」の判断の基準の②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。 3 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、日本農林規格による。 4 製材、集成材等の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。また、木材関連事業者以外にあつては、同ガイドラインに準拠して行うものとする。 国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。 ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が予め当該原料・製品等を特定し、毎年1回林野庁に報告を行うとともに、証明書に特定された原料・製品等であることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。
		35	集成材	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	類似品等の特定は困難	m3	
		36	合板	③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	類似品等の特定は困難	m3	
		37	単板積層材		類似品等の特定は困難	m3	
		38	直交集成板		類似品等の特定は困難	m3	
39	フローリング	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木等を使用していること、かつ、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ②上記①以外の場合、間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③基材に木材を使用した場合は、原料の間伐材は伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ④居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	判断の基準を満たさないフローリング		m2		

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考
資材	再生木質ボード	40	パーティクルボード	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木・小径木等の再生資源である木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること。(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(パーティクルボードにおけるフェノール系接着剤等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) ②間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	判断の基準を満たさないパーティクルボード	m2	1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。 2 木質又は紙の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法的な木材であることの証明は不要とする。なお、本ただし書きの設定期間については、市場動向を勘案しつつ、適切に検討を実施することとする。 3 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。
		41	繊維板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	判断の基準を満たさない繊維板	m2	
		42	木質系セメント板	①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木等の木質材料や植物繊維の重量比配合割合が50%以上であること(この場合、再生資材全体に占める体積比配合率が20%以下の接着剤、混和剤等(木質系セメント板におけるセメント等で主要な原材料相互間を接着する目的で使用されるもの)を計上せずに、重量比配合率を計算することができるものとする。) ②合板・製材工場から発生する端材等の残材、建築解体木材、使用済梱包材、製紙未利用低質チップ、林地残材・かん木、小径木以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。 ③居室の内装材にあつては、ホルムアルデヒドの放散量が平均値で0.3mg/L以下かつ最大値で0.4mg/L以下であること。	判断の基準を満たさない木質系セメント板	m2	1 ホルムアルデヒドの放散量の測定方法は、JIS A 1460による。 2 パーティクルボード、繊維板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。 3 木質セメント板の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、木材関連事業者にあつては、クリーンウッド法に則するとともに、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。また、国等が調達するに当たっては、当該調達品目の合法性証明に係る業界等の運用状況等を勘案すること。木材関連事業者以外にあつては、上記ガイドラインに準拠して行うものとする。 4 「パーティクルボード」及び「繊維板」については、判断の基準③について、JIS A 5908及びA 5905で規定されるF☆☆☆☆等級に適合する資材は、本基準を満たす。
		43	木材・プラスチック複合材製品	[特定調達品目判断の基準] ①リサイクル材料等として認められる原料が原材料の重量比で60%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されていること。 ②原料として使用される木質材料は、リサイクル材料等として認められる木質原料の割合が100%であること。 ③重金属等有害物質の含有及び溶出について問題がないこと。 ④製品に使用されるプラスチックは、使用後に回収し、再リサイクルを行う際に支障を来さないものであること。	判断の基準を満たさない木材・プラスチック再生複合材製品	m2	1 本項の判断の基準の対象とする「木材・プラスチック再生複合材製品」は、建築の外構工事、公園における園路広場工事、港湾緑地の整備工事において使用されるものとする。 2 判断の基準①②及び③については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」に定める基準による。 3 判断の基準①③及び④については、JIS A 5741で規定される「木材・プラスチック再生複合材」4.2リサイクル材料等の含有率区分R60,R70,R80及びR90は本基準を満たす。
	ビニル系床材	44	ビニル系床材	再生ビニル樹脂系材料の合計重量が製品の総重量比で15%以上使用されていること。	判断の基準を満たさないビニル系床材(特別注文品を除く)	m2	※JIS A 5705(ビニル系床材)に規定されるビニル系床材の種類で記号KSに該当するものについては、本項の判断の基準の対象とする「ビニル系床材」に含まれないものとする。
	断熱材	45	断熱材	建築物の外壁等を通しての熱の損失を防止するものであつて、次の要件を満たすものとする。 ①フロン類が使用されていないこと。 ②再生資源を使用している又は使用後に再生資源として使用できること	建築物の断熱性能の向上を図るために断熱材を使用することを主目的としているものであるため、類似品等のカウントは行わない	m2	
	照明機器	46	照明制御システム	連続調光可能なLED照明器具及びそれらの照明器具を制御する照明制御装置からなるもので、初期照度補正制御及び外光(昼光)利用制御の機能を有していること。	事務室など通常使用される部屋で判断の基準を満たす照明システムを採用していない工事	工事数	・判断の基準を満足するシステムを採用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない特定調達品目の代替のシステムのみを採用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考												
資材	変圧器	47	変圧器	エネルギー消費効率が表(令和3年度環境物品等調達方針191ページ)に示された区分ごとの算定式を用いて算出した数値を上回らないこと。	判断の基準を満たさない変圧器(備考に掲げる除外品を除く)	台	※定格一次電圧が600Vを超え、7000V以下のものであって、交流の電路に使用されるものに限り、次のいずれかに該当するものは、これに含まれないものとする。 ①絶縁材料としてガスを使用するもの。 ②H種絶縁材料を使用するもの。 ③スコット結線変圧器 ④3以上の巻線を有するもの ⑤柱状変圧器 ⑥単相変圧器であって定格容量が5kVA以下のもの又は500kVAを超えるもの ⑦三相変圧器であって定格容量が10kVA以下のもの又は2000kVAを超えるもの ⑧樹脂製の絶縁材料を使用する三相変圧器であって三相交流を単相交流及び三相交流に変性するためのもの ⑨定格二次電圧が100V未満のもの又は600Vを超えるもの ⑩風冷式又は水冷式のもの ※「油入変圧器」とは、絶縁材料として絶縁油が使用されるものをいう。 ※「モールド変圧器」とは、樹脂製の絶縁材料が使用されるものをいう。 ※E及びSは次の数値を表すものとする。 E: 基準エネルギー消費効率(単位:W) S: 定格容量(単位:kVA) ※表の規定は、JIS C 4304及びC 4306並びに日本電機工業会規格1500及び1501に規定する標準仕様状態で使用しないものについて準用する。この場合において、表の右欄に掲げる基準エネルギー消費効率の算定式は、それぞれ当該算定式の右辺に1.10(モールド変圧器にあつては1.05)を乗じた式として取り扱うものとする。 ※エネルギー消費効率の算定法については、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく経済産業省告示第71号(平成24年3月30日)の「3エネルギー消費効率の測定方法」による。												
	空調用機器	48	吸収冷温水機	①冷房の成績係数が表1に示された区分の数値以上であること。 ②冷房の期間成績係数が表2に示された区分の数値以上であること。 <table border="1" data-bbox="914 1045 1380 1276"> <tr> <td colspan="2">表1 冷房の成績係数</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> <tr> <td>冷凍能力が352kW未満</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td colspan="2">表2 冷房の期間成績係数</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>期間成績係数</th> </tr> <tr> <td>冷凍能力が352kW以上</td> <td>1.45</td> </tr> </table>	表1 冷房の成績係数		区 分	成績係数	冷凍能力が352kW未満	1.2	表2 冷房の期間成績係数		区 分	期間成績係数	冷凍能力が352kW以上	1.45	判断の基準を満たさない吸収冷温水機(備考に掲げる除外品を除く)	台	1 本項の判断の基準の対象とする「吸収冷温水機」は、冷凍能力が105kW以上のものとする。ただし、木質ペレットを燃料とする機器は、対象外とする。 2 吸収冷温水機の成績係数及び期間成績係数の算出方法は、JIS B 8622による。
	表1 冷房の成績係数																		
区 分	成績係数																		
冷凍能力が352kW未満	1.2																		
表2 冷房の期間成績係数																			
区 分	期間成績係数																		
冷凍能力が352kW以上	1.45																		
		49	氷蓄熱式空調機器	①氷蓄熱槽を有していること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 ③冷房の成績係数が別表3に示された区分の数値以上であること。 <table border="1" data-bbox="914 1444 1350 1549"> <tr> <td colspan="2">(別表3) 冷房の成績係数</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>成績係数</th> </tr> <tr> <td>氷蓄熱ユニット</td> <td>2.2</td> </tr> <tr> <td>氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー</td> <td>3</td> </tr> </table>	(別表3) 冷房の成績係数		区 分	成績係数	氷蓄熱ユニット	2.2	氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3	判断の基準を満たさない氷蓄熱式空調機器(備考に掲げる除外品を除く)	台	・氷蓄熱ユニット又は氷蓄熱式パッケージエアコンディショナーをいう。 ・判断の基準は、氷蓄熱ユニットについては、非蓄熱形相当冷却能力が、氷蓄熱パッケージエアコンディショナーについては、定格蓄熱利用冷房能力がそれぞれ28kW以上のものに適用する。				
(別表3) 冷房の成績係数																			
区 分	成績係数																		
氷蓄熱ユニット	2.2																		
氷蓄熱式パッケージエアコンディショナー	3																		
		50	ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機	①期間成績係数が表に示された区分の数値以上であること。 ②冷媒にオゾン層を破壊する物質が使用されていないこと。 <table border="1" data-bbox="914 1717 1389 1843"> <tr> <td colspan="2">表 期間成績係数</td> </tr> <tr> <th>区 分</th> <th>期間成績係数 (APFp)</th> </tr> <tr> <td>冷房能力が28kW以上35.5kW未満</td> <td>1.22以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が35.5kW以上45kW未満</td> <td>1.37以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が45kW以上56kW未満</td> <td>1.59以上</td> </tr> <tr> <td>冷房能力が56kW以上</td> <td>1.70以上</td> </tr> </table>	表 期間成績係数		区 分	期間成績係数 (APFp)	冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上	冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上	冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上	冷房能力が56kW以上	1.70以上	判断の基準を満たさないガスエンジンヒートポンプ式空気調和機(備考に掲げる除外品を除く)	台	1 本項の判断の基準の対象とする「ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機」は、JIS B 8627に規定されるもので、定格冷房能力が28kW以上のものとする。 2 期間成績係数(APFp)の算出方法は、JIS B 8627による。
表 期間成績係数																			
区 分	期間成績係数 (APFp)																		
冷房能力が28kW以上35.5kW未満	1.22以上																		
冷房能力が35.5kW以上45kW未満	1.37以上																		
冷房能力が45kW以上56kW未満	1.59以上																		
冷房能力が56kW以上	1.70以上																		



分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考					
資材	空調用機器	51	送風機	プレミアム効率のモータが使用されていること。	判断の基準を満たさない送風機(備考に掲げる除外品を除く)	台	※プレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ)で規定される低圧トップランナーモータとする。 ※適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用及び換気用遠心送風機とする。ただし、電動機直動式及び排煙機は除く。					
		52	ポンプ	プレミアム効率のモータが使用されていること。	判断の基準を満たさないポンプ(備考に掲げる除外品を除く)	台	※プレミアム効率のモータは、JIS C 4213(低圧三相かご形誘導電動機—低圧トップランナーモータ)で規定される低圧トップランナーモータとする。 ※適用範囲は、定格電圧600V以下の三相誘導電動機を用いる空調用ポンプのうち、軸継手により電動機とポンプ本体を直結した遠心ポンプとする。					
	配管材	53	排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管	排水用又は通気用の硬質ポリ塩化ビニル管であって、リサイクル材料使用率が表に示された区分の数値以上であること。	判断の基準を満たさない排水用硬質塩化ビニル管	m	※判断の基準は、敷地内の排水設備で、屋内の排水管・通気管及び屋外の排水管に硬質ポリ塩化ビニル管を用いる場合の無圧配管においてのみ適用する。 ※「排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管」は、JIS K 9797で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管」、JIS K 9798で規定される「リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管」、AS 58で規定される「排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管」に定める基準による。 ※「リサイクル材料使用率」とは、管体の質量に対して、硬質ポリ塩化ビニル管・継手類から作られた「再利用ポリ塩化ビニル」の割合をいう。 ※「再利用ポリ塩化ビニル」とは、JIS K 9797の3.a)4)、JIS K 9798の3.a)4)及びAS 58の3.1による。					
								(表) リサイクル材料使用率				
								管の区分	管の種類	使用率		
								三層管	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	50%		
		リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	30%									
単層管	排水用リサイクル硬質ポリ塩化ビニル管	80%										
衛生器具	54	自動水栓	電氣的制御により、水栓の吐水口に手を近づけた際に非接触にて自動で排水し、手を遠ざけた際に自動で止水するものであること。	便所洗面に判断の基準を満たす水栓を採用していない工事	工事数	※判断の基準は、公共用トイレの洗面所又は手洗い用の水栓を対象とし、止水の際、手を遠ざけた後速やかに止水できるものであること。 ・判断の基準を満足する資材を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない資材のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)						
							55	自動洗浄装置及びその組み込み小便器	洗浄水量が4L/回以下であり、また、使用状況により、洗浄水量が制御されること。	小便器を資材として使用する工事のうち、判断の基準を満たす小便器を採用していない工事	工事数	・判断の基準を満足する資材を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない資材のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)
57	再生材料を使用した型枠	再生材料を使用した型枠については、再生材料(次に掲げるものを原料としたもの)が原材料の重量比で50%以上(複数の材料が使用されている場合は、それらの材料の合計)使用されており、使用後の再リサイクルが行われていること。 ※ 再生材料の原料となるものの分類区分 ・廃プラスチック ・古紙パルプ	類似品等の特定は困難	m2	※プレキャスト型枠等構造体の一部として利用する型枠及び化粧型枠は本品目の対象外とする。 ※再生材料として再生プラスチックを用いる場合、「再生プラスチック」とは、使用された後に廃棄されたプラスチック製品の全部若しくは一部又は製品の製造工程の廃棄ルートから発生するプラスチック端材若しくは不良品を再生利用したものをいう(ただし、原料として同一工程内で再生利用されるものは除く。)							

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考																																																																																																						
		58	合板型枠	<p>①間伐材、合板・製材工場から発生する端材等の残材、林地残材又は小径木の体積比割合が10%以上であり、かつ、それ以外の原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p> <p>②①以外の場合は、原料の原木は、伐採に当たって、原木の生産された国又は地域における森林に関する法令に照らして手続が適切になされたものであること。</p>	類似品等の特定は困難	m2	<p>平成27年度から追加された品目。</p> <p>1 本項の判断の基準②は、機能的又は需給上の制約がある場合とする。</p> <p>2 合板型枠の原料となる原木についての合法性及び持続可能な森林経営が営まれている森林からの産出に係る確認を行う場合には、合板型枠の板面において、備考3ア.及びイ.に示す内容が表示されていることを確認すること。</p> <p>3 合板型枠の板面には、次の内容を表示することとする。なお、当該表示内容については林野庁作成の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠したものとする。なお、都道府県等による森林、木材等の認証制度も合法性の確認に活用できることとする。</p> <p>ア. 本項の判断の基準の①又は②の手続が適切になされた原木を使用していることを示す文言又は認証マーク</p> <p>イ. 認定・認証番号、認定団体名等</p> <p>なお、合板型枠の板面の表示は、各個ごとに板面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。ただし、表面加工コンクリート型枠用合板であって、コンクリート型枠用として使用するために裏面にも塗装又はオーバーレイを施し、板面への表示が困難なものにあつては木口面の見やすい箇所に明瞭に表示していること。</p> <p>また、合板型枠は、再使用に努めることとし、上記ア.及びイ.を板面への表示をした合板型枠であっても、再使用等で板面への表示が確認できなくなる場合については、公共工事の受注者が、調達を行う機関に板面への表示をした合板型枠を活用していることを示した書面を提出することをもって、板面への表示がなされているものとみなす。</p>																																																																																																						
建設機械	—	59	排出ガス対策型建設機械	<p>・別表1及び別表2に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量がそれぞれ下表の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <table border="1"> <caption>(別表1) トンネル工事用建設機械</caption> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ・クローラローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ダンプトラック</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>トラックミキサ</td> <td>ただし、有効な自動車検査証の交付を受けている</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(別表2) 一般工事用建設機械</caption> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>バックホウ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ホイールローダ</td> <td>ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下</td> </tr> <tr> <td>ブルドーザ</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(第2次基準値)</caption> <thead> <tr> <th>出力区分</th> <th>対象物質(単位)</th> <th>HC (g/kWh)</th> <th>Nox (g/kWh)</th> <th>CO (g/kWh)</th> <th>PM (g/kWh)</th> <th>黒煙 90</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8kW以上 19kW未満</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>9</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>19kW以上 37kW未満</td> <td></td> <td>1.5</td> <td>8</td> <td>5</td> <td>0.8</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>37kW以上 75kW未満</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>7</td> <td>5</td> <td>0.4</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>75kW以上130kW未満</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td>5</td> <td>0.3</td> <td>40</td> </tr> <tr> <td>130kW以上560kW以下</td> <td></td> <td>1</td> <td>6</td> <td>3.5</td> <td>0.2</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table> <p>①測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。 ②トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p> <p>・別表3及び別表4に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量がそれぞれ下表の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <table border="1"> <caption>(別表3) トンネル工事用建設機械</caption> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ドリルシャシボ</td> <td>ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下</td> </tr> <tr> <td>コンクリート吹付機</td> <td>(40、8PS以上353PS以下)</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(別表4) 一般工事用建設機械</caption> <thead> <tr> <th>機種</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電動発電機</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、過剰式(倍接兼用機をきむ))</td> </tr> <tr> <td>空気圧縮機</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、過剰式)</td> </tr> <tr> <td>油圧ユニット</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、基礎工事用機械で検出したもの)</td> </tr> <tr> <td>ローラ</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、推転ローラ</td> </tr> <tr> <td>ホイールクレーン</td> <td>ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレンクレーン</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <caption>(第1次基準値)</caption> <thead> <tr> <th>出力区分</th> <th>対象物質(単位)</th> <th>HC (g/kWh)</th> <th>Nox (g/kWh)</th> <th>CO (g/kWh)</th> <th>黒煙 90</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7.5kW以上 15kW未満</td> <td></td> <td>2.4</td> <td>12.4</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>15kW以上 30kW未満</td> <td></td> <td>1.8</td> <td>10.5</td> <td>5.7</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>30kW以上272kW以下</td> <td></td> <td>1.3</td> <td>9.2</td> <td>5</td> <td>50</td> </tr> </tbody> </table> <p>①測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」による。 ②トンネル工事用建設機械は黒煙の基準値が表示基準値の1/5以下とする。</p>	機種	摘要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下	トラックミキサ	ただし、有効な自動車検査証の交付を受けている	機種	摘要	バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下	ブルドーザ		出力区分	対象物質(単位)	HC (g/kWh)	Nox (g/kWh)	CO (g/kWh)	PM (g/kWh)	黒煙 90	8kW以上 19kW未満		1.5	9	5	0.8	40	19kW以上 37kW未満		1.5	8	5	0.8	40	37kW以上 75kW未満		1.3	7	5	0.4	40	75kW以上130kW未満		1	6	5	0.3	40	130kW以上560kW以下		1	6	3.5	0.2	40	機種	摘要	ドリルシャシボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下	コンクリート吹付機	(40、8PS以上353PS以下)	機種	摘要	電動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、過剰式(倍接兼用機をきむ))	空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、過剰式)	油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、基礎工事用機械で検出したもの)	ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、推転ローラ	ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレンクレーン	出力区分	対象物質(単位)	HC (g/kWh)	Nox (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 90	7.5kW以上 15kW未満		2.4	12.4	5.7	50	15kW以上 30kW未満		1.8	10.5	5.7	50	30kW以上272kW以下		1.3	9.2	5	50	判断の基準を満たす建設機械を使用していない工事	工事数	<p>・低騒音型建設機械の使用を義務づけている工事を対象とする。</p> <p>・判断の基準を満足する建設機械を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない建設機械のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)</p>
機種	摘要																																																																																																												
バックホウ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																																																												
ホイールローダ・クローラローダ	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																																																												
ダンプトラック	ディーゼルエンジン出力30kW以上560kW以下																																																																																																												
トラックミキサ	ただし、有効な自動車検査証の交付を受けている																																																																																																												
機種	摘要																																																																																																												
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																																																												
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下																																																																																																												
ブルドーザ																																																																																																													
出力区分	対象物質(単位)	HC (g/kWh)	Nox (g/kWh)	CO (g/kWh)	PM (g/kWh)	黒煙 90																																																																																																							
8kW以上 19kW未満		1.5	9	5	0.8	40																																																																																																							
19kW以上 37kW未満		1.5	8	5	0.8	40																																																																																																							
37kW以上 75kW未満		1.3	7	5	0.4	40																																																																																																							
75kW以上130kW未満		1	6	5	0.3	40																																																																																																							
130kW以上560kW以下		1	6	3.5	0.2	40																																																																																																							
機種	摘要																																																																																																												
ドリルシャシボ	ディーゼルエンジン出力30kW以上260kW以下																																																																																																												
コンクリート吹付機	(40、8PS以上353PS以下)																																																																																																												
機種	摘要																																																																																																												
電動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、過剰式(倍接兼用機をきむ))																																																																																																												
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、過剰式)																																																																																																												
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下、基礎工事用機械で検出したもの)																																																																																																												
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、推転ローラ																																																																																																												
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレンクレーン																																																																																																												
出力区分	対象物質(単位)	HC (g/kWh)	Nox (g/kWh)	CO (g/kWh)	黒煙 90																																																																																																								
7.5kW以上 15kW未満		2.4	12.4	5.7	50																																																																																																								
15kW以上 30kW未満		1.8	10.5	5.7	50																																																																																																								
30kW以上272kW以下		1.3	9.2	5	50																																																																																																								

分類	品目分類	品目分類番号	品目名	特定調達品目判断の基準	類似品目等	単位	備考
建設機械	—	60	低騒音型建設機械	建設機械の騒音の測定値が別表に掲げる値以下のものであること。	判断の基準を満たす建設機械を使用していない工事	工事数	・排出ガス対策型建設機械の使用を義務づけている工事を対象とする。 ・判断の基準を満足する建設機械を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない建設機械のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)
工法	建設発生土有効利用工法	61	低品質土有効利用工法	施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外露出量を削減することができる工法であること。	当該現場において新材を購入する工事	工事数	・判断の基準を満足する工法を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない特定調達品目の代替の工法のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)
	建設汚泥再生処理工法	62	建設汚泥再生処理工法	①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。 ②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法及び土壌の汚染に係る環境基準を満たすこと。	当該現場において購入土又は発生土(他工事も含む)を用いた工法	工事数	・判断の基準を満足する工法を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない特定調達品目の代替の工法のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)
	コンクリート塊再生処理工法	63	コンクリート塊再生処理工法	施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。	当該現場において購入コンクリート・再生骨材等又は他工事において発生・再生処理した再生骨材等を用いた工法	工事数	・判断の基準を満足する工法を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を、判断の基準を満足しない特定調達品目の代替の工法のみを使用した場合には「類似品等」に「1」を記載する。(いずれも使用していない場合は、両方に「0」を記載する。)
	舗装(表層)	64	路上表層再生工法	既設アスファルト舗装の表層を粉砕し、必要に応じて新規アスファルト混合物や添加材料を加え、混合して締め固め、現位置又は当該現場付近で表層を再生する工法であること。	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品等の設定は困難	工事数	※アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。 ・工事数については、判断の基準を満足する当該工法を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を記載し、それ以外の場合は「0」を記載する。
	舗装(路盤)	65	路上再生路盤工法	既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉砕して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。	ある条件下で必要とされる場合に調達するものであり、類似品等の設定は困難	工事数	・工事数については、判断の基準を満足する当該工法を使用した場合には「特定調達物品等」に「1」を記載し、それ以外の場合は「0」を記載する。

